

産後のお母さんを しっかりサポート

京都 市

スマイルママ・ホッと事業

産後は、お母さんの心身が最も不安定な時期です。

京都市では、産後のお母さんが、地域で安心して子育てができるよう、©fumira

産科医療機関や助産所等での産後ショートステイ・産後デイケアを通じて、お母さんの心身のケアや育児サポート等の支援を行います。



対象となる方

京都市に住民票を有し、京都市内に居住している産後1年未満の母親とその赤ちゃんで、本事業の利用を希望する方

※母子ともに京都市に住民票を有していること ※ただし、入院治療の必要な方は除く

申請方法

電子申請を受け付けています！

直接、利用を希望する施設と電話等で日程の予約調整を行ったうえで、電子申請をしてください。電子申請及び委託施設の一覧等はこちらの二段階コードからご確認ください。

※妊娠中に申請することはできません。

※利用開始日から4日前までに申請してください。



サービス区分	サービス内容
産後ショートステイ	原則、利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし、右欄のサービスを提供する
産後デイケア	原則、午前10時から午後6時までの利用を1日とし、右欄のサービスを提供する

- ① 母体管理及び生活面の相談・指導
- ② 乳房手当て、乳房トラブルケア
- ③ 発育及び発達のチェック
- ④ 体重及び排泄のチェック
- ⑤ スキンケア
- ⑥ 授乳方法に関する助言・指導
- ⑦ 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導
- ⑧ 在宅での育児に関する助言・指導
- ⑨ カウンセリング等の心理面のケア
- ⑩ 離乳食に関する助言・指導
- ⑪ その他必要とする保健相談・指導



実施場所

京都市内等の医療機関及び助産所等の委託実施施設（京都市情報館ホームページに一覧があります）
※施設によって利用できる期間が異なります。

ご利用開始期間・利用日数

利用期間	産後1年未満
利用日数	産後ショートステイ及び産後デイケア各々で7日間以内

利用料(1日あたり)

階層区分	産後ショートステイ		産後デイケア	
	減免前	減免後	減免前	減免後
A(注1)	12,320円	9,820円	6,100円	3,600円
B	4,930円	2,430円	2,440円	0円
C(注2)	490円	0円	240円	0円

利用料とは別に、利用施設が設定している料金（食事代等）をお支払いいただきます。

料金は、京都市情報館ホームページでご確認ください。

(注1) 利用者及び夫の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上である世帯

(注2) サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯または生活保護法の規定による被保護世帯

※ サービスを利用する年（1月から5月までの申請については前年）の1月1日時点で本市に住民票がない場合は、ご自身で前住所地に対して課税証明書を取り寄せていただく必要があります（申請日時点で生活保護を受給している方は除く）。

利用料を減免します！

●市民税非課税世帯・生活保護世帯

産後ショートステイ及び産後デイケアの利用料を無料にします。

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

減免回数：1回の出産につき、産後ショートステイ及び産後デイケア各々7日まで

●市民税課税世帯

産後ショートステイ又は産後デイケアの利用料から、1回あたり2,500円を上限に減免します。

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

減免回数：1回の出産につき、産後ショートステイ又は産後デイケアの利用日のうち、最大5日まで

※いずれの場合も、別途、利用施設が設定している料金（食事代等）を利用者から施設にお支払いいただきます。

ご利用方法

① 利用希望施設と日程調整

（本人から施設に直接電話する等）

※施設の状況によっては希望する施設が利用できないことがあります。

② 電子申請フォームで申請

（入力時間のめやすは約5～10分です）

※申請された内容について、お電話で確認させていただく場合があります。

③ 申請受付メールが届く（自動受信）

④ （子ども家庭支援課が内容を確認後）

利用料等が書かれた決定通知書のデータがメールで届く（利用の確定）

⑤ 利用当日

（利用終了時、利用料等をお支払いいただきます。）

お問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

【令和7年6月13日(金)まで】075-746-7625

【令和7年6月16日(月)から】075-222-3939

